

○大府市瓦屋根改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを促進するため、瓦の緊結状況等の調査及び必要に応じて改修を行う者に対し、予算の範囲内において交付する大府市瓦屋根診断費補助金及び瓦屋根改修費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにあつては、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦ぶき又はプレスセメント瓦ぶきの屋根をいう。
- (3) 瓦屋根診断 住宅の瓦屋根について、瓦ぶき技能士、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う診断をいう。
- (4) 瓦屋根改修 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない屋根に対し、全面を告示基準に適合させるために行う工事又はスレート屋根、金属屋根等へ改修を行う工事をいう。ただし、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものは、瓦屋根診断を行うことを要しないものとする。
- (5) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同一人について同一敷地内における住宅（用途上過分であるものを除く）1棟限りとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 住宅の所有者（イに掲げる者を除く。）
 - イ 区分所有された共同住宅の所有者で当該共同住宅の管理組合の合意を得た者
 - ウ 住宅の居住者で当該住宅の所有者（所有権を有する者が複数ある場合は、当該所有権を有する者全員）の同意を得た者
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年12月31日までに葺いた瓦屋根である住宅
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅
- (3) 瓦屋根改修を行う場合にあつては、地震に対して安全な構造である又は地震に対して安全な構造となる住宅であること。当該住宅が大府市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱に基づく大府市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を受ける場合は、同要綱第4条に定める基準においては、屋根工事を除いた耐震改修工事を対象とすること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 瓦屋根診断費補助事業
- (2) 瓦屋根改修費補助事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 瓦屋根診断費補助事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表第1のとおりとする。

2 瓦屋根改修費補助事業の補助金の交付の対象となる経費及び補助金の交付額は、別表第2のとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 瓦屋根診断費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、瓦屋根診断に関する契約を締結する前に、大府市瓦屋根改修費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 確認通知書の写し、家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書等
- (2) 市税の完納証明書又はこれに代わるもの
- (3) 付近見取図
- (4) 現況写真（屋根材が分かるもの）
- (5) 瓦屋根診断費補助事業に係る見積書の写し
- (6) 瓦ぶき技能士、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士の資格を証する書面
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 瓦屋根改修費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、瓦屋根改修工事に関する契約を締結する前に、大府市瓦屋根改修費等補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1項の規定による申請をしている場合で、添付した書類の内容に変更がない場合は、第5号から第7号に掲げるものを除き、その添付を省略することができる。

- (1) 確認通知書の写し、家屋の資産証明書又は建物登記事項証明書等
- (2) 市税の完納証明書又はこれに代わるもの
- (3) 付近見取図
- (4) 現況写真（屋根材が分かるもの）
- (5) 瓦屋根改修費補助事業に係る見積書の写し
- (6) 瓦屋根診断の結果報告書の写し

- (7) 屋根面積が確認できる図面及び面積表
- (8) 市内事業者を利用する場合は、当該事業者が市内に本社を有すること（個人事業者を利用する場合については、市内に在住する者であること。）を証明する書類（登記事項証明書等）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 申請書は、申請する年度の12月28日まで（大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条例第31号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大府市瓦屋根改修費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、交付決定を受けた後に補助対象事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を添えて、大府市瓦屋根改修費等補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 変更後の屋根面積が確認できる図面及び面積表（瓦屋根改修費補助事業の変更の場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業の内容を変更する場合で、補助金の額に変更がないときは、変更の内容が分かる書類を添えて、大府市瓦屋根改修等事業変更届（第4号様式）を提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の変更交付を決定し、大府市瓦屋根改修費等補助金変更決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 補助対象事業の契約及び着手は、第7条第1項の交付決定を受けた後に行わなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第10条の申請者は、補助金の交付決定後において、事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、大府市瓦屋根改修等事業中止（廃止）届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告書等）

第11条 受給者は、瓦屋根診断費補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、大府市瓦屋根改修費等補助金完了実績報告書（第7号様式。以下「完

了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書等の写し
- (3) 瓦屋根診断の結果報告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 受給者は、瓦屋根改修費補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書等の写し
- (3) 工事の施工状況が分かる写真
- (4) 工事の着手前及び完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市瓦屋根改修等事業における審査結果通知書(第8号様式。以下「審査結果通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 受給者は、審査結果通知書を受け取ったときは、速やかに、請求書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条第1項又は第2項に規定する期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の交付額
瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根診断に要する経費。	補助対象経費の3分の2の額とし、2万1,000円を限度とする。 （その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）

別表第2（第5条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の交付額
瓦屋根改修費補助事業	瓦屋根改修に要する経費。 ただし、屋根の面積に1平方メートル当たり2万4,000円を乗じて得た額を限度とする。	補助対象経費の100分の23の額とし、20万円を限度とする。 ただし、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者を利用して瓦屋根改修を行う場合は30万円を限度とする。 （その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）